

改正原子炉等規制法を踏まえた事業変更許可申請書への品質保証の反映方法について

1. はじめに

- ・当社は、改正原子炉等規制法および下位規則(各事業規則、品質管理基準規則)を踏まえ、これに適合させるための品質マネジメントシステムの整備を進めている。
- ・改正原子炉等規制法の施行にあたり、当社が実施すべき品質保証に係る法令手続きは次のとおり。
 - ① 全事業に対する変更届出
 - ② 申請中の事業指定(許可)申請書に対する添付書類の補正
 - ③ 全事業に対する保安規定の変更認可申請
- ・これまで、①については、3月18日の核燃料事業者に係る合同面談において、考え方をご説明させて頂いた。また②および③については、電力による実用炉の面談およびサイクル施設の合同面談において、事業者側の考えをご説明させて頂き、その結果を踏まえて、当社の案を検討しているところである。
- ・本日は、②に対する考え方を整理したので、ご説明させて頂きたい。②に該当する添付書類(再処理施設を例)としては、三、六、九である。
 - 添付書類三:再処理に関する技術的能力に関する説明書
 - 添付書類六:再処理施設の安全設計に関する説明書
 - 添付書類九:再処理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書
- ・なお、添付書類九は、今回の改正原子炉等規制法に追加された規制要件であり、当社にとって新規に作成するものであることから、まずこの反映方法をご説明した上で、気申請の添付書類三と六への反映方法をご説明する。

2. 事業変更許可申請書への反映方法

(1) 添付書類九

- ・添付書類九は、本文九号の品質管理に関する事項に基づき、変更にあたって実施した設計活動に係る品質管理の実績及びその後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項を記載することが法令要求事項。
- ・先行する発電炉における面談においては、「発電用原子炉施設の設置(変更)許可申請に係る運用ガイド」を用いて作成することとなっていることから、当社もこれを準用することで進めていきたいと考えている。具体的な記載ぶりは、電力の先例を参照する。
- ・作成にあたっては、「変更にあたって実施した設計活動」を記載することとし、そこに記載する体制としては、申請時点において有効な保安規定のものを用いることとしたい。
- ・この具体的な事例としては、4月1日に施行される品質管理基準規則において、検

査の独立性が求められており、この対応として再処理施設においては、新たな検査組織を作成することとしている。この検査のプロセスは、工事の最終段階に位置しており、「検査の独立性」の要求に適合した検査組織であるかどうかは、後段規制である保安規定変更申請において審査を頂くものと理解している。そのため、当該検査組織については、添付書類には記載しないこととしたい。なお、建設中の MOX 燃料加工施設については、現行の保安規定が存在しないが、品質管理基準規則を踏まえて変更する組織に対する記載の考え方は、再処理と同様とし、「申請にあたって実施した設計活動」を記載することにしたいと考えている。

(2) 添付書類三

- ・添付書類九は本文九号から引用されており、品質管理基準規則に則った記載になっており、一方で添付書類三は、基本設計を保安規定に基づく保安活動で行うとしていることから、現行保安規定と整合した記載となっている。しかしながら、4月1日からは品質管理基準規則が施行されていることから、発電炉の記載に合わせて、下記を追記することで対応したい。

(記載案)

なお、2020 年4月1日以降については、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する規則に従い、品質管理を実施する

(3) 添付書類六

- ・添付書類六については、安全設計に関する品質保証に係る事項としては、基本方針が書かれており、品質管理基準規則の施行前後において変更すべき箇所はない。

(参考)

発電用原子炉施設の設置(変更)許可申請に係る運用ガイド(抜粋)

2. 発電用原子炉の設置の許可の申請に係る記載について

- (6) 実用炉規則第3条第2項の書類は、次のとおりとする。なお、実用炉規則第5条第2項及び第7条第3項の添付書類についても準用する。

- 4) 同項第11号の「発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書」は、当該申請に当たって実施した設計活動に係る品質管理の実績及びその後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等を説明した書類をいう。

3. 添付書類九に係る記載

(1) 基本方針

事業許可本文九号の届出(2020年4月1日届出予定)の「再処理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」に基づき、添付書類九の「再処理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書」として、「事業許可に当たって実施した設計活動に係る品質管理の実績」および「事業許可後の工事等の活動に係る品質管理の方法」および「組織等に係る事項」を説明する。

(2) 「事業許可に当たって実施した設計活動に係る品質管理の実績」および「組織等に係る事項」

- ・事業許可本文九号の届出(2020年4月1日届出予定)に基づく、品質管理の方法および実績を記載。

なお、2020年3月31日までに実施した業務は、事業許可本文九号の届出に基づくものではないが、2020年3月31日までに実施した業務の実績は、事業許可本文九号との関連がわかるように実績を記載する。

- ・組織図および体制表は、事業許可本文添付書類三(技術的能力)との整合を考慮する。

(3) 「事業許可後の工事等の活動に係る品質管理の方法」および「組織等に係る事項」。

- ・「事業許可本文届出(2020年4月1日届出予定)に基づく、設計および工事の計画を記載する。

従って、設計の計画の記載は、「事業許可に当たって実施した設計活動に係る品質管理の実績」と記載項目の整合を図り記載する。

- ・一方、実用炉では、設計の計画の記載については、認可を受けている「設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書」の内容をもとに記載している。

当社と実用炉では、設工認申請における同説明書の内容に違いがあり、同様のプロセスがとれないことから、「事業許可に当たって実施した設計活動に係る品質管理の実績」と記載項目の整合を図り記載する。

なお、当社では、設工認申請書の作成にあたり、実用炉の同説明書を参考にしながら検討した結果、当社の確認手順として、事業許可事項および基準規則の各条文の適合性を確実にするための確認手順を定める。

- ・組織図および体制表は、事業許可本文添付書類三(技術的能力)との整合を考慮する。

以上